



知って得する！

第155号 令和6年4月発行
こうめ高齢者みまもり相談室

こうめ みまもりだより

高齢者がねらわれています！

特殊詐欺に注意しましょう！

特殊詐欺とは、犯人が電話やハガキ等で、親族や公共機関の職員等を名乗って、「医療費の還付金が受け取れます」などと語り、現金やキャッシュカードをだまし取ったり、金銭を要求する犯罪の事です。特殊詐欺の始まりの多くは、家庭の固定電話機にかかってくる一本の電話です。

キャッシュカードを狙った詐欺

「キャッシュカードが不正に使用されています」など

還付金詐欺

「区役所ですが介護保険の還付金が戻ります」など

架空請求詐欺

「携帯電話の未納料金が発生しています」など

被害を防ぐポイント

- ・自宅にいるときでも「留守番電話機能」を設定する
- ・自動通話録音機を活用する（電話の呼び出し音が鳴る前に相手に詐欺防止メッセージを伝え、通話内容を自動で録音します）
- ・「恥ずかしいから」と思わず、必ず家族や警察、消費者センターに相談しましょう



オレオレ詐欺

「俺だけど会社のお金が入ったカバンを落とした。助けてほしい」など



自動通話録音機
イメージ画像

こうめ高齢者みまもり相談室

【墨田区委託事業】

墨田区向島3丁目36番7号

すみだ福祉保健センター1階

電話 03-5619-6511

FAX 03-5608-3730

【受付時間】(月～金)9:00～17:00

年末年始・祝日を除く

担当：荻野・田中・山下

地域の相談窓口

●本所警察署 ☎03-5637-0110

●向島警察署 ☎03-3616-0110

●すみだ消費者センター

☎03-5608-1773

受付時間(月～土)9:00～16:30

※土曜日は電話相談のみ

年末年始・祝日除く



こうめ

ねたきり在宅高齢者等介助者慰労助成事業

日頃の疲れを

癒してみませんか？

要介護3以上の方を在宅で介助をされているご家族に、4,000円相当の施術が受けられる「はり、灸、マッサージ券」を2枚お渡しします。

○対象となる方

介護認定が要介護3以上の方（被介助者）を在宅で介助しているご家族のうち、次のいずれかの条件に当てはまる方



- (1) 墨田区にお住いの被介助者（65歳以上）を日常介助しているご家族
- (2) 墨田区にお住いの被介助者（40～64歳）を日常介助している65歳以上のご家族
- ※(2)の方で介助者が区外にお住まいの場合、介助者の本人確認書類が必要です。
自宅への訪問施術に対応している施術所もあります。その場合、別途施術者の交通費をご負担いただく場合がありますので、事前の予約時にご確認ください。

○申請方法

申請書を高齢者福祉課または高齢者支援総合センターへご提出ください。申請書は上記施設での配布のほか、区のホームページからダウンロードもできます。

申請には介助者・被介助者の方の印鑑が必要です。

高齢者理美容サービス事業

ご自宅で理美容サービスが受けられます

ご自宅で理容（調髪・顔剃り）または美容（カット・ドライシャンプー）のいずれかのサービスをご利用になれる「高齢者理容・美容サービス券」を、2か月に1枚の割合でお渡しします。

○対象となる方（次のすべてに当てはまる方）

- (1) 墨田区に住所のある方
 - (2) 介護認定が要介護3以上の方
 - (3) 65歳以上で在宅の方（入院・介護保険施設入所中は使用できません）
- ※居宅で実施することが特に困難な場合はご相談ください。

○申請方法

申請書を高齢者福祉課または高齢者支援総合センターへご提出ください。
申請には申請者（ご本人）の印鑑が必要になります。

○利用者の負担金

1回の利用につき500円（所得等により負担金のない場合があります。）

○介助者慰労・理美容をすでにご申請いただいている方

チケットは4月上旬に郵送されます。券の有効期限は年度末（令和7年3月31日）までです。

介助者慰労・理美容についての問い合わせ先

墨田区高齢者福祉課支援係

電話 03-5608-6168 FAX 03-5608-6404

大好評！

通いの場等の栄養・口腔ケア講師派遣事業

管理栄養士・歯科衛生士の

お話を聞いてみませんか？

内 容

「管理栄養士」・「歯科衛生士」が皆様の集う場にお伺いし、健康に関する講義や相談を行います。食事や栄養のとおり方、お口のケア方法などを学び、より効果的にフレイルを予防しましょう！

対 象

区内在住の65歳以上の高齢者5人以上で構成された自主グループ等

利用の流れ

申請 → 派遣決定 → 講師と内容の打合せ → 実施

詳細や気になった点など、お気軽にご連絡ください！

【問合せ】墨田区高齢者福祉課地域支援係 電話：03-5608-6178

墨田区生活保護受給世帯等エアコン助成事業について

墨田区内にお住まいで経済的ご事情により「エアコンを所持していない」または「故障等でエアコンが1台も動かない」世帯にエアコンの購入費及び設置費を助成します。生活保護世帯及び住民税非課税世帯の方には通知が届きますので内容をご確認ください。

【問合せ】生活保護受給世帯等エアコン購入費助成担当（3月28日から開設）

☎ 03-5608-1597（平日9:00～17:00）